

## 国際教養大学名誉教授称号授与規程

平成 16 年 4 月 1 日  
大学経営会議決定  
規程第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国際教養大学学則第 17 条の規定に基づき、国際教養大学（以下「本学」という。）の名誉教授の称号の授与に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 名誉教授の称号の授与は、本学の教員として勤務した者の中から、次の各号のいずれかに該当する者について、選考に基づき行う。

- (1) 本学の創設又は発展に特に寄与した者
- (2) 本学に学長又は教授として 10 年以上勤務し、教育上若しくは学術研究上の功績又は地域への貢献が特に顕著であった者
- (3) 前号の年数には達しないが、本学の教授として勤務し、教育上若しくは学術上の功績又は地域への貢献が特に顕著であった者

(勤務年数の算入)

第 3 条 前条第 2 号に規定する勤務年数には、次の各号に掲げる期間を参入する。ただし、本学に学長又は教授として 5 年以上勤務した者に限る。

- (1) 本学の助教授としての勤務年数は、その 2 分の 1、専任講師としての勤務年数は、その 3 分の 1
- (2) 本学以外の大学又は短期大学の学長としての勤務年数は、その年数、教授としての勤務年数は、その 2 分の 1、助教授としての勤務年数は、その 3 分の 1、専任講師としての勤務は、その 4 分の 1
- (3) 前 2 号のほか、大学の教授と同等と認められる教育機関又は研究機関等の職としての勤務年数は、その 2 分の 1

(名誉教授の推薦)

第 4 条 教育研究会議は、第 2 条各号のいずれかに該当する者について、名誉教授の称号を授与することが適当であると認められるときは、学長に推薦することができる。

(選考)

第 5 条 学長は、名誉教授の称号を授与することが適当であると認められる者について、対象者を選考する。

(決定)

第6条 理事長は、前条の規定により選考された者について、大学経営会議に付議し称号の授与について決定する。

(称号の授与)

第7条 名誉教授の称号の授与は、別に定める称号記を交付して行う。

(礼遇)

第8条 名誉教授の称号を授与された者に対しては、本学の諸式典及び重要行事への招待、諸施設の利用に関する便宜の供与、刊行物の贈呈その他適当な方法をもって礼遇する。

(取消し)

第9条 名誉教授の称号を授与された者にその榮譽を汚す行為があり、称号を保持するに相当でないと認められたときは、理事長は、大学経営会議の議を経て称号の授与を取り消すことができる。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、名誉教授の称号の授与に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。